自主防災会規約（例）

（名称）

第１条　この会は、○○○区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、○○○地区（自治）会館内に置く。

（目的）

第３条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　（１）防災に関する知識の普及に関すること。

　（２）災害時の危険箇所の把握に関すること。

　（３）災害の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策に関

　　　すること。

　（４）前号に関する訓練に関すること。

　（５）防災資機材などの管理・整備に関すること。

　（６）その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会員）

第５条 本会は、○○○区内にある全世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

　（１）会長　　　　　　　　　１名

　（２）副会長　　　　　　　若干名

　（３）防災委員　　　　　　若干名

　（４）班長　　　　　　　　若干名

（役員の任務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害等の発生時における応急活動の指揮を行う。

　２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活

　　動の指揮・監督を行う。

　３　防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わるとともに、災害時

　　の応急対策について会長を補佐する。

　４　班長は、各班の活動の指揮を行う。

（総会）

第８条 総会は、全会員をもって構成する。

　２　総会は、会長が招集し開催する。

（役員会）

第９条 役員会は、会長、副会長、防災委員及び班長をもって構成する。

　２　役員会は、会長が招集し開催する。

（防災計画）

第１０条　本会は、第４条に定める事業を行うため、初動マニュアル（地区防災計画）を作成する。

（経費）

第１１条　本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

　　　　　※もしくは、本会に必要な経費は〇〇○区内会計に組み込む。

（会計年度）

第１２条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

附　則

この規約は、○年○月○日から実施する。